

令和 5 年 5 月

太 田 市 議 会 臨 時 会 議 案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第52号	太田市教育委員会教育長任命の同意について	1
2	議案第53号	太田市監査委員選任の同意について	2
3	議案第54号	令和4年度太田市一般会計補正予算(第10号)についての専決処分について	3 (別冊)
4	議案第55号	令和4年度太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての専決処分について	4 (別冊)
5	議案第56号	令和4年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての専決処分について	5 (別冊)
6	議案第57号	令和4年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算(第2号)についての専決処分について	6 (別冊)
7	議案第58号	令和4年度太田市介護保険特別会計補正予算(第4号)についての専決処分について	7 (別冊)
8	議案第59号	令和4年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)についての専決処分について	8 (別冊)
9	議案第60号	太田市市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	9
10	議案第61号	太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	13
11	議案第62号	太田市印鑑条例の一部を改正する条例についての専決処分について	15
12	議案第63号	太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分について	17
13	議案第64号	太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	20
14	議案第65号	太田市介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分について	22

議案第52号

太田市教育委員会教育長任命の同意について

太田市教育委員会教育長恩田由之は、令和5年5月31日任期満了になるため、その後任に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第53号

太田市監査委員選任の同意について

太田市監査委員星野一広は、令和5年4月25日任期満了になったため、その後任に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第54号

令和4年度太田市一般会計補正予算（第10号）についての専決処分について

令和4年度太田市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

令和4年度太田市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市一般会計補正予算（第10号）について 別冊

議案第55号

令和4年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての専決処分について

令和4年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

令和4年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第56号

令和4年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
についての専決処分について

令和4年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

令和4年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第57号

令和4年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）についての専決処分について

令和4年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

令和4年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第58号

令和4年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての専決処分について

令和4年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

令和4年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市介護保険特別会計補正予算(第4号)について 別冊

議案第59号

令和4年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
についての専決処分について

令和4年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

令和4年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第60号

太田市市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

太田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市市税条例の一部を改正する条例

太田市市税条例（平成17年太田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附

則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第18項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とし、附則第15条の2の3を附則第15条の2の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改

め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ（ロ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ（ハ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ（ロ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ（ハ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の太田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の太田市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第61号

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

太田市都市計画税条例（平成17年太田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則

第15条第33項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の太田市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議案第62号

太田市印鑑条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市印鑑条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

太田市印鑑条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月28日

太田市長 清水 聖 義

太田市印鑑条例の一部を改正する条例

太田市印鑑条例（平成17年太田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「個人番号カードをいう。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2

第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、令和5年5月11日から施行する。

議案第63号

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

太田市長 清水 聖 義

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第33号）の一部を次のように改正す

る。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事

業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（安全計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第64号

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太田市国民健康保険税条例（平成22年太田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第28条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「5

2万円」を「53万5,000円」に改める。

附則第5項中「第28条第1項」を「第28条」に、「同条第1項第1号」を「同条第1項」に改め、「と、同条第1項第2号及び第3号中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び」を削る。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第28条第1項の」を「第28条の」に改める。

附則第20項中「令和5年3月31日までの間に」を「令和5年5月31日までの間に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第65号

太田市介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分
について

太田市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和5年5月18日提出

太田市長 清水 聖 義

専決処分書

太田市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市介護保険条例の一部を改正する条例

太田市介護保険条例(平成17年太田市条例第171号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項中「令和5年3月31日までの間に」を「令和5年6月30日までの間に」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。